

## さいたま市告示第507号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和8年3月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置      さいたま市西区三橋六丁目1255番5
- (2) 指定の年月日    令和8年3月26日
- (3) 指定の番号      第北25-018号
- (4) 道路の幅員      4.00 m
- (5) 道路の延長      16.86 m